

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成28年3月1日(火) 開会時間 午後 2時00分  
閉会時間 午後 4時25分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 宮本 秀憲  
委員 白井 成夫 水岸富美男 山下 政樹 大柴 邦彦  
永井 学 卯月 政人 上田 仁

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 渡辺 恭男  
福祉保健部次長 相原 正志 福祉保健部技監 三科 進吾  
福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 堀岡 伸彦  
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 監査指導室長 古屋 正  
長寿社会課長 内藤 梅子 国保援護課長 依田 正樹  
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 中山 吉幸  
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 依田 誠二

教育委員長 長田由布紀 教育長 阿部 邦彦  
教育次長 深澤 肇 理事 塚原 稔  
学力向上振興監 古屋 武人 総務課長 小島 良一  
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 櫻井 順一  
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 斉木 邦彦  
新しい学校づくり推進室長 河野 利之 社会教育課長 相河 竜治  
スポーツ健康課長 赤岡 重人 学術文化財課長 小澤 祐樹

## 議題(付託案件)

- 第47号 山梨県国民健康保険財政安定化基金条例制定の件
- 第52号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第54号 山梨県安心こども基金条例中改正の件
- 第55号 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例中改正の件
- 第58号 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例中改正の件
- 第59号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第三条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 委員席の指定を行った後、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午後2時00分から午後3時10分まで福祉保健部関係、午後3時26分から午後4時25分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第47号 山梨県国民健康保険財政安定化基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第54号 山梨県安心子ども基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第55号 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第58号 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例中改正の件

質疑

山下委員

少し確認の事項だけ教えてください。私、指定管理者の特別委員会に出ていましたので、この案件についてはよく存じているんですけども、4億円の財産収入があるということの中で、今6億円以上の、要するに買わなきゃいけない金額になる。残り2億幾ら、要するに借金が出る。ほんとうにやっていけるんですか、青い鳥成人寮が。

中山障害福祉課長 調査特別委員会の中でも内部留保金が多額に上っているということで、この議論が始まったわけですが、振り返ってみますと、この9年間の指定管理の間に3億円近くがたまっております。なおかつ、グループホーム等も建てておきまして、女性用のグループホームも建てる予定になっております。それも入れますと、4億円近い部分が残っているということでございます。

この施設は、ライトハウスという特殊な、先ほど申しましたが、支援ノウハウを持っている法人でございまして、実は自立支援給付費のサービスの中に体制加算というのがございます。これは重度の視覚障害者の方が一定割合入っている場合に、点字のノウハウですとか、同行支援のノウハウなどの、資格を持った方を一定人数

以上置きますと加算が取れるという制度でございまして、これを計算いたしますと、他の、例えば知的入所施設に比べましても、同規模の施設に比べましても、一千五、六百万円ほど加算がついて、同じサービスでも収入が多いということがございます。

また、これは甲府市にある施設でございますので、例えば、あけぼの医療福祉センターのように韮崎のほうにある施設に比べまして、地域加算というのがついております。これは4%ほど差がありまして、同じサービスであっても、またこれも1,000万円ぐらいの収入増がございまして。

もともと自立支援給付費のサービスの体系といたしまして、民間の株式会社が運営できるようなサービス体系になっておりますので、減価償却、それから職員の人件費等が生み出せるようにということで、もともと利潤と申しますか、内部留保が出るようなシステムになっております。

さらに、今言った地域加算ですとか体制加算がつきまして、二千五、六百万円、プラス上乗せになりますので、この法人が運営を続けていくのには、この制度がずっと続けばということですが、同じような内部留保金が想定されるのではないかと申します。我々としても安定的に運営していけるのではないかと考えているところでございます。

山下委員

私が言いたいのは、このライトハウスというのは、もともと山日の三井さんが、ボランティアというか、そういった皆さんを集めてきてつくった、いわゆる団体ですよね。ずっとそういう形で来たので、ある意味、かなり県のお抱え的な部分も正直言ってありました。いろいろな部分で御指導いただいていた。

今度、買って、さあ、そっちで独立的にやりなさいよと言っても、この団体、私もある程度調べさせていただいたんですけども、経営的にしっかりやっているという感じでは、正直言ってありません。御職業を持った方々が、ボランティアで出てきて、理事会を開いてやっているという形ですから。こういう団体ですから、指定管理者で今はやっていますので、当然のごとく指導いただくだけでも、そのところをぜひとも頭に置きながら指導していただきたいというのが1点。

それと、指定管理料はどのようになりますか。要するに建物を買うわけですから、今度は向こうの所有になるわけですから、今まで払っていた指定管理料というのは変わってくるのでしょうか。

中山障害福祉課長 まず第1点目でございますが、委員御指摘のとおりでございまして、これまで協議してくる中で、理事長も視覚障害者の方で、非常勤でございました。ですから、施設の運営自体を常時見ているという方がいらっしゃるし、理事会のメンバーを見ましても、おっしゃるとおりで、ボランティアの精神で入ってきていただいている方々でございますので、今後、施設が民営化されるわけですから、経営をするという立場から見られるような人を、ぜひ中に入れるべきであるというようなことを助言するとともに、安定的な運営ができるように我々としても助言をしていきたいと思っております。

それから4月以降でございますが、これは民間に移管をしてまいりますので、もともと指定管理料を支払ってはいなかったわけですが、ライトハウスの施設ということで、そこで上がった内部留保につきましても、ライトハウスのほうの判断により処分、積立等をしていくという格好になります。

山下委員

わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第59号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第三条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(病院群輪番制病院施設・設備整備事業費について)

上田委員 ちょっと教えてください。福の25ページ、一番下の病院群輪番制病院施設・設備整備事業費ですが、国の補助事業ではなくなったので、できなかったということですがけれども、この事業はどのような事業でしたっけ。もう一度教えてください。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) この事業は、救急の輪番病院としてやっていただいている病院に希望をとって、必要なハードを買うための補助金を交付するものです。全国の都道府県から上がってくる要望の額が、毎年、大変ふえておりまして、国の確保している予算の額が、それよりも大幅に少ないものですから、毎年、我々から要望したものが全額来るわけではないという状況になっております。

もともとそういう前提で、病院のほうにも、配分があれば補助できるということをお説明しているものでございますので、今回希望の額どおりに来なかった分については、減額補正をさせていただいているというところでございます。

上田委員 希望の額どおりこなかったというか、ゼロということですね。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) そうです。

上田委員 来年以降も、これは同じような形で、また要望というか、事業をやっていくことになるんですか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 国の補助金のメニューとしてあるものについては、やはり病院に少しでも、もし配分があれば補助できますので、引き続きやらせていただきたいとは思っております。

(予防接種対策費について)

宮本副委員長 福の31ページの一番上の予防接種対策費。この428万円の減なんですけど、具体的にどういうものを予防接種対策費として想定されて予算を計上されたのか、まず教えていただけますでしょうか。

依田健康増進課長 予防接種事故対策費事業費についてでございますけれども、市町村で予防接種事業を実施しております。予防接種法に基づきまして定期接種になっているものにつままして、副反応等により健康被害が生じた場合に救済をするということで、予算を盛っているものであります。事業主体は市町村になっていまして、国補、あと県費が入りまして、市町村のほうで必要な医療費とか、そういうものを支給するということになっております。

宮本副委員長 そうすると、子宮頸がんのワクチンは、あれは定期接種ではなかったでしたっけ。だから、それはこちらでの対応にならないということではないんですか。

依田健康増進課長 子宮頸がんワクチンにつつましても、定期接種で接種したものについては対象

に入ってきます。ただし、これは申請をして、国のほうで審議会等にかけて、因果関係が否定できないとして認定したものについて支給するというものになっておりますので、定期接種のときに接種したものであれば、この対象になってきます。

宮本副委員長　　そうすると、もし健康被害があって、さっきおっしゃったように、国のほうで副反応として認定された場合に、この予算から何らかの措置というか、医療費とかそういったものが払われていくという認識でよろしいのでしょうか。

依田健康増進課長　定期接種についてということで、そのとおりでございます。

(老人福祉施設整備費及び介護基盤整備等事業費について)

臼井委員　　福の9ページの2番目だけれども、老人福祉施設整備費、6,600万の減額となっておりますが、老人福祉施設を建設する予定が、事業実績見込額の減に伴う補正ということですか。これは新規の施設ですか。それから、1つ飛んで下の介護基盤整備事業、これまた2億8,220万円が減額。ちょっとこの辺を詳しく教えてください。

内藤長寿社会課長　　まず、老人福祉施設整備費のほうの御説明を申し上げます。上野原市、大月市等で構成する東部広域連合で設置しております養護老人ホームについて、現在は公設公営になっておりますけれども、それを民設民営に変えたいということで、事業者を公募したところ、一つの社会福祉法人が一旦移管法人として名乗りを上げたわけですが、その応募した法人から事業ができないという辞退届が東部広域連合に提出されました。東部広域連合から、この事業について、かわりとなる法人も見つからないということで、補助金の要望の取り下げがあり、実施ができなかったというものであります。

臼井委員　　それで、どこが継続してやっていくの。

内藤長寿社会課長　　この養護老人ホームにつきましては、民設民営化という形にならず、そのまま東部広域連合のほうで運営を行うという形になりました。

その次の介護基盤整備等事業費につきましては、まず、1の介護基盤整備等事業費補助金につきましては、各市町村のほうで第6期の介護保険事業計画に特別養護老人ホームの施設の整備等を位置づけているわけですが、平成27年度に整備を予定しておりました1市町村の施設整備について、事業者の公募を行ったところ、応募者がなかったということで、今回、不実施になりまして、1番の介護基盤整備等事業費補助金につきましては、1億9,350万円の減額になりました。まだ6期の介護保険事業計画期間中でありますので、翌年度また公募等を行って、再度事業実施を行いたいという意向を聞いております。

次に2の介護基盤開設準備等事業費補助金につきましては、その施設の開設のための備品等の購入経費を計上しているものですので、あわせて不実施という形になります。

それから、3の介護ロボット導入費補助金、4の施設内保育施設運営費補助金につきましても、例えば保育施設のほうですと、当初見込んでおりました法人が諸般の事情で当該年度の実施が困難となってしまう、来年度以降になりましたので、その分の事業費の減額補正をお願いするものとなっております。

臼井委員　　これは具体的に、どこの案件ですか。

内藤長寿社会課長 1番、2番につきましては、同じ市町村になります。同じ市町村のハードの施設整備、それから施設整備後の開設準備で、例えば、職員の研修や備品購入などの開設準備の補助金もあわせて出すような形になっておりますけれども、事業者の応募がなかったということで、どちらも実施できませんでした。

山田委員長 だから、その事業者のなかったところを教えてください。

内藤長寿社会課長 富士吉田市になります。

山田委員長 1番目が東部広域で、2番目が富士吉田市と。よろしいですか。

内藤長寿社会課長 老人福祉施設等施設整備費補助金につきましては、東部広域連合の養護老人ホームの施設整備であり、その下の介護基盤整備等事業費の1番と2番につきましては、富士吉田市になります。

(介護保険給付費県負担金について)

臼井委員 それから次ページの最初の丸の1、介護保険給付費県負担金が、給付費支給見込額の減に伴う補正ということで、これも五千何百万という巨額なんだけれども、ちょっと具体的に教えてください。

内藤長寿社会課長 県内27市町村が介護保険を行うに当たり、サービスの提供に伴って支払う給付費がございます。これについては、半分は保険料等で、半分は公費で負担することとなっております。公費につきましては、若干サービスの中身によって異なりますけれども、国25%、県12.5%、それから、その残りを市町村という形で負担することとなっております。

今回、全体の給付費が当初の見込みよりも下回ったことによりまして、あわせて県の負担分が減るということで、減額させていただいております。

(児童扶養手当給付費及び児童手当県負担金について)

臼井委員 福の14ページ、子育て支援課長に尋ねますが、児童扶養手当の減額、また、16ページの児童手当県負担金の減額のこの2つ。これ、支給見込者数の減ということですが、具体的には。

神宮司子育て支援課長 まず14ページの児童扶養手当の減についてであります。児童扶養手当につきましては、支給見込者数に最新の支給割合、あるいは平均の手当額を乗じて積算しております。当初予算編成の際に、この人数を1万1,636人と、ちょっと細かい数字ですが、見込んでおりましたけれども、実際の支給実績が約833名ほど減少するという見込みで減額補正しているところであります。

それから、16ページの児童手当の5,900万円の減額でございます。児童手当の予算につきましては、前年の6月1日現在の支給対象者をもとに推計をすることになっております。27年度予算につきましては、前年の26年の6月1日の人数を推計で使っておりますけれども、実際の27年6月1日の支給対象児童数が約2,400人ほど減少したことに伴いまして減額補正するものであります。

臼井委員 両方とも少子化が起因しているものという解釈でいいわけですか。

神宮司子育て支援課長 委員おっしゃるとおりで、やはり対象になる子供が減っているということ

は言えます。ただ、手当の支給には、所得階層とか、いろいろ要件がありますので、一概にそればかりではないかと思えますけれども、全体としては、そういった影響だと考えております。

(安心子ども基金事業費について)

臼井委員

15ページ、最初の段の安心子ども基金ですけれども、3番の認定子ども園整備事業費補助金も事業実績見込額の減というんですけれども、具体的には何ですか。

神宮司子育て支援課長

これは甲府市内にあります幼稚園ですけれども、施設整備を予定していたところ、隣接の施設との調整が整わなかったため、今回、事業を見送るということで、来年度以降に調整次第、また整備を進めるという内容であります。

臼井委員

今、認定子ども園に移行するというのが1つのブームになっているんだけど、これは今、課長の言うのには、他の幼稚園との調整がつかなかったというんだけど、ちょっとよくわからないんだけど。

神宮司子育て支援課長

ちょっと説明が足りませんでしたけれども、整備に当たって、この幼稚園の隣接する施設との調整が年度内につかないということで、調整次第、整備を進めるという内容でございます。

臼井委員

同じ事業者の中でのことなのか、これは。

神宮司子育て支援課長

隣接する施設は商業施設になっておりまして、同じ事業者ではございません。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 教育委員会関係

第52号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第59号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第三条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(高校生留学促進事業費について)

宮本副委員長 2つほど質問なんです、1つ目は教の8の国際理解教育推進費の高校生留学促進事業費の650万円なんです、ちょっとわからなかったのもう一度、なぜ減額なのか説明いただけますでしょうか。

斉木高校教育課長 国のほうで、長期留学あるいは短期留学をする高校生に支援をする制度がございまして、それに向けて予算を組んで、国のほうに申請をしたのでございますけれども、前年度よりも、また、当初見込んでいたよりも、国のほうの支援が少なくなりました。端的に申し上げますと、長期については5人を申し込んだところ、2人に各30万円の支援となり、短期のほうにつきましては、40人の高校生に10万円ずつの支援をお願いしたんですけれども、こちらについては1人も通らなかったという状況がございます。国のほうでは、この事業の趣旨が広がっていった応募の数がふえたということが背景にはあったようでございます。

宮本副委員長 昨年度は結構補助がとれたという話を前回伺ったと思います。今後も多分、この予算をとっていくおつもりだと私は信じているんですけれども、今回40人とれなかった部分に関して、今後どういう対策というか、どうしていけばとれていくのかということがもしあれば教えていただければと思います。

斉木高校教育課長 長期の留学のほうは生徒が個人で、そして短期の留学のほうは学校単位でというのが基本になりますけれども、これまでどおり、国のほうへの申請は繰り返していきたくております。

また国のほうでも、いろいろなメニューがございます。例えば、トビタテ留学！JAPANという、民間の寄附金を募る中で高校生の留学を後押ししようというメニューとか、いろいろなものがございます。そういったものを周知する中で、後押しをしていきたいと考えております。

宮本副委員長 とれなかった理由も分析しつつ、ぜひ積極的にとっていただきたいなと思います。

(特別支援学校施設整備費国庫補助金返還金について)

もう1つ、特別支援学校施設整備費国庫補助金返還金について、わかば支援学校と桃花台学園の事務手続ということですが、そもそも交付金事業の事務手続というのは、当該学校の事務の方々がされているという認識でよろしいのでしょうか。

櫻井学校施設課長 事務につきましては学校施設課のほうで担当者がやっております。

宮本副委員長 再発防止策ということで、チェック体制の充実強化とあるんですけども、これまでどういうチェックがされていたのか、どういう体制だったのかというのを教えていただけますでしょうか。

櫻井学校施設課長 これまでは予算がつきますと、どちらかというところと支出のほうに目が向いていて、予算が例えば1億円ついたのに対して、その予算内で年度内に適正に執行し、支払いなどもできるかということのチェックを重点的にしていました。今回は収入のほうへの配慮、意識がちょっと足りなかったんじゃないかということでありまして、その辺の反省を含めまして、チェックする場合も、予算の財源からスタートしまして、国からの財源をスケジュールにのっかって正確に申請しているか、それから、今回のように変更があった場合に、正しく適宜適切に処理がされているかどうか、そういうところも一緒にチェックをしたいと考えております。

それから、今まではどちらかというところ、学校施設課の中だけでチェックをしていたんですが、幹事課である総務課とも一緒にやって、ダブルチェックをすることを考えております。

宮本副委員長 てっきり、当該学校でやっていたから、こういうミスがあったのかなと思ったんですけども。補助金事業のプロと言うのは変ですけども、県庁の職員の方々の得意な分野だと思えますので、ぜひ、ちゃんとやっていっていただきたいなと思います。また、このチェック体制の充実強化の中に国補事業進捗管理会議の開催とありますが、この会議というのは、これまでやっていた会議ですか。それとも、新しく設置されるということですか。

櫻井学校施設課長 これまではやっておりません。今回新たに開催したいと考えております。工事のほうは営繕課で入札から何からやっておりますけれども、補助金の申請は学校施設課のほうでやっているという状況がございます。工事の進捗も補助金のほうに非常に影響がございますので、そういった関係者が一緒になって、年度初めや変更申請の時期などのタイミングに合わせて確認をしながら慎重に進めるようにという趣旨の会議でございます。

山田委員長 総務課長、可能なんですか、これ実際に。ダブルチェック。

小島総務課長 総務課にも支出の書類を回すこととして、決裁上のチェックもしていきたいと思っておりますし、あともう1つは、進捗におきまして、どういう状況になっているかということ、総務課の経理の担当 予算や収入、支出を所管している担当がございまして、そこ連携をしまして、十分チェックをしていきたいと考えております。

山田委員長 これ重過失ですよ。過失を二度犯しています。どこかでとめる方法があったんじゃないかと私も思っています。

永井委員 宮本副委員長と委員長の質問に続いてなんですけれども、済みません、私、こう

いう補助金事業というものに関して不勉強なもので、今回のこの経緯の部分を読ませていただいて、誤認があって、結局お金がもらえなかったと。では、今回のこの事業に関して、このときに、こういうふうに行っていたら6,100万円がもらえたという、その正解を教えてくださいませんか。ここで間違っちゃったんだけど、こう行っていたらもらえていましたという正解をちょっと教えてくださいませんか。

櫻井学校施設課長 お配りした、このペーパーの経緯にもございますが、廃止承認申請というのが間違いのところでございます、5%出来高を予定していたのがゼロですので、これは正しくは、その分を翌年度に繰り越す申請をして、国に翌年度使わせてくださいというお願いをすればよかったということになります。

永井委員 じゃあ、翌年に100%に使うという申請をしておけば、この工事が27年の3月までになっても大丈夫だったということですか。

櫻井学校施設課長 そのとおりであります。

永井委員 であるならば、確かに県がこの廃止承認申請というのをやってしまったという部分もあるんですけども、国もその部分で、当然やりとりをしている部分があるので、一概に全て県の責任なのかなとも私は思うんですけども。それは県の皆さんに言ってもしょうがないんですが。この補助金の事業の部分はよくわかりました。

(いじめ・不登校対策事業費について)

もう1点だけ別件でお伺いをしたいと思います。教の7ページなんですけれども、いじめ・不登校対策事業費の減額補正なんです。先ほど課長のほうが採用予定者の減だとおっしゃられて、それは、たしか臨床心理士が採用できなかったということでした。まず最初に、何人くらい採ろうとして、実際に心理士が何人採れたか教えてください。

青柳義務教育課長 スクールカウンセラーなんですけれども、臨床心理士を当初65名採るという予定をしておりました。ただ、なかなか人が足りないということで、実際には、臨床心理士の資格は持っていないけれども、相談業務等の経験がある、准資格者というのが12名おりました。賃金単価の1時間当たり、臨床心理士は5,000円で、准資格者は2,800円になります。ですから、1時間当たり2,200円の差が出まして、平均すると1人当たりが大体年間400時間から500時間持ちますので、1人准資格者を雇うと100万円近い減額になるということで、このような大きい額が減額となっております。

永井委員 准資格者が12名だから、普通の臨床心理士は53名だったということですよ。今、臨床心理士は数が少ないというのが現状なんですか。

青柳義務教育課長 本県におきましては、なかなか人が足りなくて、他県から来ているような状況もございます。ただ最近少しずつ、いろいろなところに声をかけてふやしていく中で、数年前には20名以上の准資格者を雇っておりましたので、准資格者の採用が少なくなっているということはございます。

(特別支援学校施設整備費国庫補助金返還金について)

上田委員 蒸し返して悪いんですが、この返還金の話ですけども、まず、どういうきっか

けで、この誤認がわかったのか、教えていただけますか。

櫻井学校施設課長 26年度の補助金でしたので、27年度に入りまして、実績報告を作成していたわけですが、そのチェックの中で、これは契約日が26年3月ということで、過年度になるんじゃないかということにそこで気がつきまして、そこが発端であります。

上田委員 会計検査で指摘されたとか、そういうことではないんですか。

櫻井学校施設課長 会計検査はまだ入っておりませんで、通常の手続の中です。

上田委員 文科省がどうやっているのかわかりませんが、県のほうは、きっと申請は、人がかわったりしても、ある程度また勉強しながら過去の例を見ながらやっていくと思うんですけれども。文科省も同じかもしれませぬけれども。文科省のほうは、このことについて、例えば廃止承認申請というのを受けて、ちゃんとヒアリングか何かはやられるんですかね。ヒアリングみたいなことをやっていけば、そういうことは起こりにくいと思っているんですが。

櫻井学校施設課長 特にヒアリングはやっていません。あまりない例ではありますけれども、事業を申請していても、途中でいろいろな事情があって取りやめになりましたとか、予定していた要件が、耐震診断なんかやったら点数が足りなくて、やっぱりやめまうということが、たまにございますので、こちらで文科省も特にチェックを入れなかったのではないかと考えております。

上田委員 それで実績報告を出そうと思ったら、過年度だからこれだめだねって、こういうふうな、こっちも気づいたし、向こうも気づいたということですよ。

上田委員 再発防止策のいい方法があるかというのは、ちょっと私もわかりませぬけれども。再発防止策はいろいろ重ねていくということになると思うんですけれども、ここに書いてあることが、この間違いと連動するとも思えないんですけれども。間違いのそこだけを何とか修正していくということにしていけないと、事務ばかりがふえて、違うことばかりやって、今度は核心のところができなくなるというおそれがあると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

櫻井学校施設課長 今回のことで、いろいろ経緯も見たんですが、1つは、やはり担当者本人の知識が不足していたのが1点。それから、決裁を見ましても、決裁はちゃんと通っておりますので、その決裁をした決裁者のチェックの仕方。それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、どちらかという支出のほうに目が向いているようなチェックの仕方だったということをお考えまして、ここに挙げましたような再発防止策を考えております。この再発防止策に当たって、あまり事務がふえてもかえってまずいことですので、できるだけ負荷がかからず、しかも安定して必ず発見できるようにということをお考えしております。職場研修につきましては、通常業務をやっているとき、年度初めとかそういうときに、今年度の補助の対象がこういうのがあって、この時期に申請をします、変更がある場合はいつまでに相談しなさいよということをお伝えするようなことも考えております。

それから、関係機関の研修ですが、関東財務局で、先ほど申し上げた繰越の研修もございまして、そういうのは必ず受けさせたり、それから文科省からも来ていただいて、補助制度についてお話をちゃんとしていただくことも考えております。

あと、管理会議も、本当に小人数で、担当者が三、四人集まってということで、あまり負荷もかからないようにと考えております。

それから、ダブルチェックのほうにつきましても、A4版で一覧でわかるような様式を今検討しております、それを台帳がわりにしまして、修正をしながら、みんな情報を一元化しようということで、事務の負荷がかからないようにということは考えております。

臼井委員 今の点で尋ねますが、私の聞き漏らしであったら恐縮だけど、責任はどうなっているの。処分はどうなっているの。

小島総務課長 処分につきましては、当時の課長に相当する者、課長につきましては文書訓告、それから総括課長補佐を口頭訓告、主査、リーダーを口頭訓告、直接の主任担当者を文書訓告の処分にいたしました。

山田委員長 委員長があまり発言してはいけないけれども、今の話は、契約するとき今年度5%、繰越が95%でといったら、業者が受けたということでしょう。契約したときに、もう決まっている話じゃないですかね。そんな無理な契約をしたということですか。そのときに契約受けた会社って、どこなんですか。

櫻井学校施設課長 この廃止、承認申請を出したのは契約のずっと前であります。

山田委員長 えっ、契約より前？

櫻井学校施設課長 そうですね。交付決定を25年度の前半で一度受けましたが、後半に入りまして、入札の日程とかを考えて、3月になってしまうので出来高がゼロだということに気がついて廃止承認申請を行ったということですので、契約の段階ではもう話が済んでいます。

山田委員長 じゃあ、この件は再発防止をしっかりとお願いして、次の項目、特にありますか。

臼井委員 ないです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以上

教育厚生委員長 山田 一功